平成２４年（フ）第１５３２８号
東京都杉並区大宮２丁目14―11―205
債務者　川尻　幸恵
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３２９号
埼玉県吉川市大字保867―１
債務者　廣木　　実
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３３２号
東京都江戸川区平井４丁目７―９―201
債務者　石黒　弘子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３３３号
東京都台東区元浅草１丁目19―４―501
債務者　櫻井　愛弓
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３３５号
東京都豊島区上池袋４丁目45―５―102
債務者　山崎　佳治
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３３６号
東京都練馬区西大泉６丁目12―３―208
債務者　松尾　　健
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３３７号
東京都練馬区谷原６丁目９―10　ＤＲホームズ練馬Ⅰ―206
債務者　初田久仁徳
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６２０号
横浜市（以下秘匿）、住民票上の住所横浜市港北区日吉６丁目13番１―209号
債務者　加瀬　雅恵
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３０３号
東京都狛江市和泉本町３丁目１番12―201号
債務者　坂本　宏美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２１５号
東京都小金井市前原町３丁目23番22―102号ビッグワールド21寮
債務者　大橋貴代治
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３１５号
東京都調布市深大寺南町３丁目15番地３モヤガイバ205
債務者　野村　尚樹
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３０１号
東京都青梅市今井１丁目424番地の１ポルックスＡ―101
債務者　芳田　淳一
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５６２号
静岡県浜松市東区小池町747番地の１　サニーホームズ202号
債務者　西田　一夫
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５６３号
静岡県浜松市東区小池町747番地の１　サニーホームズ202号
債務者　西田きよ子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６５０３号
大阪市中央区島之内２丁目６番６号Ｕ―ＲＯ島之内901室
債務者　賴　　淑惠
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部